

遠野市監査委員告示第5号

令和5年5月10日

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査（有価証券等・岩手県収入証紙・水道事業貯蔵品）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

遠野市監査委員 多田博子

遠野市監査委員 奥友康悦

令和5年度定期監査（有価証券等・岩手県収入証紙・水道事業貯蔵品）結果報告書

1 監査の基準

本監査は、遠野市監査基準（令和2年遠野市監査委員告示第3号）に準拠し、実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

3 監査の対象、項目及び対象課

対 象	項 目	対象課
有価証券、出資証券及び出捐金証書	管理、取得処分及び保管状況に関すること。	財政課及び会計課
岩手県収入証紙	出納及び保管状況に関すること。	市民課
水道事業貯蔵品	出納及び保管状況に関すること。	上下水道課

4 監査の主な着眼点

- (1) 監査の対象に係る管理が適法に行われているか。
- (2) 監査の対象に係る管理が合理的かつ効率的に行われているか。

5 監査の実施内容

本監査の対象課に対して、監査書類を次の表により提出又は提示を求め、その内容について照合確認するとともに、対象課の職員から説明を聴取して実施した。

事前提出書類	<ol style="list-style-type: none">1 有価証券、出資証券及び出捐金証書（以下「有価証券等」という。） 公有財産台帳の写し2 岩手県収入証紙 県収入証紙当日受払集計表、県収入証紙売りさばき数伝票及び3月末現在で保管している県収入証紙の写し（本庁及び宮守総合支所分）並びに基金審査調書3 水道事業貯蔵品 令和4年度末における水道事業貯蔵品一覧表の写し
当日提示書類	<ol style="list-style-type: none">1 有価証券等<ol style="list-style-type: none">(1) すべての有価証券等(2) 有価証券等に係る出納及び財産に関する書類

6 監査の実施日及び場所

- (1) 期日 令和5年4月12日（書面監査）、4月18日（対面監査及び実地監査）
- (2) 場所 本庁舎中会議室B・C
東館倉庫、神明倉庫、たかむろ浄水場倉庫

7 監査の結果

(1) 有価証券等について

有価証券等は適切に管理されており、特に指摘すべき事項は認められなかった。

なお、「公益社団法人岩手県農業公社」において出捐金の取崩しがあり、決算年度末現在高は100,106円減少し、6,979,183円となった。

(2) 岩手県収入証紙について

岩手県収入証紙は適切に保管管理されており、特に指摘すべき事項は認められなかった。

(3) 水道事業貯蔵品について

特に指摘すべき事項は認められなかった。

実地検査において、貯蔵品一覧表から37品目を抽出し現品と照合したところ、品名、形質及び在庫数は符合していた。また、貯蔵品はいずれの倉庫においても分類に従って整理され、適切に保管されていた。